

## QUIC Pay 会員規定の改定について

2024 年 9 月 2 日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

QUIC Pay 会員規定（以下「規定」といいます）の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、規定第 17 条(規定の変更)の規定変更手続きに則り、お客さまとの間の QUIC Pay 取引に係る契約を変更させていただくものです。

### 1. 対象

当社が発行するクレジットカードに付帯される QUIC Pay に適用される QUIC Pay 会員規定すべて

※レクサスカードにつきましては、以下の WEB サイトでご案内しておりますので、お手数をおかけしますが、当該 WEB サイトでご確認ください。

〔掲載場所：レクサスファイナンシャルサービスホームページ <https://lexus-fs.jp/rules/>〕

### 2. 効力発生日

2024 年 10 月 1 日より改定後の規定が適用となります。

### 3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

(1)個人情報の取扱いに関する条項

(2)反社会的勢力の排除に関する確約条項およびそれに関連する条項

の改定(削除)しております。QUIC Pay が付帯されているクレジットカードに関する会員規約や個人情報の取扱いに関する規定は、QUIC Pay の利用につきましても適用されますので、(1)(2)の条項の改定による実質的な変更はございません。

#### (1)個人情報の取扱いに関する条項

QUIC Pay の利用につきましても、QUIC Pay が付帯されているクレジットカードの「個人情報の収集・利用・提供に関する規定」(お客さまの個人情報の取扱いに関する規定)に基づき利用させていただくことを明確にする目的で、次のとおり改定します。

改定前	改定後
第 18 条 ( 個人情報の収集、保有、利用、預託 )	削除
QUIC Pay 会員、QUIC Pay 入会申込者および指定本人会員 ( 以下併せて「QUIC Pay 会員等」という ) は、当社が自己の個人情報 ( 本項 (1) に定めるものをいう ) につき必要な保護 措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。	削除
(1)本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の個人に関する情報 ( 以下「個人情報」という ) を収集、利用すること。 ①属性情報 QUIC Pay 会員等が入会申込時および第7条に基づき届け出たQUIC Pay 会員等の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、その他連絡先、メールアドレス、アンケート欄への回答内容等 ②契約情報 申込日、入会日、入会店舗、有効期限等の契約内容に関する情報 ③取引情報 本カードの利用件数、利用金額、購入商品・利用サービスの種類区分、利用QUIC Pay 加盟店の業種区分等の本カード利用の概況に関する情報 ④支払情報 本カードに関するQUIC Pay 会員の利用残高	削除
(2) 以下の目的のために、個人情報を利用すること。ただし、QUIC Pay 会員等が本号に記載する個人情報の利用について当社に中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。	削除
①当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取り扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方	削除

<p>法によりご案内すること</p> <p>②当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発および営業活動のため</p> <p>③提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・eメールの送信等による商品等のご案内、市場調査および営業活動のため</p> <p>※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ等に記載し、お知らせしております。</p> <p>トヨタファイナンス <a href="https://www.toyota-finance.co.jp/">https://www.toyota-finance.co.jp/</a></p>	
<p>(3) 本規定に基づく業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じたうえでQUICPAY会員等の個人情報を預託します。</p>	削除
<p>第 19 条 ( 個人情報の開示、訂正、削除 )</p>	削除
<p>1. QUICPAY会員等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、開示を求める場合には、第 21 条記載の窓口ご連絡して下さい。開示請求手続き ( 受付窓口、受付方法、必要な書類 手数料等 ) の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページでお知らせしております。 ( URL ) <a href="https://www.toyota-finance.co.jp/">https://www.toyota-finance.co.jp/</a></p>	削除
<p>2. 前項の場合、QUICPAY会員等は本人であることを証明するための書類 ( 自動車運転免許証、パスポート等 ) を提示する等、開示請求先所定の手続に従うとともに、開示請求先所定の手数料を負担します。</p>	削除
<p>3. 開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。</p>	削除
<p>第 20 条 ( 個人情報の取り扱いに関する不同意 )</p> <p>1. 当社は、QUICPAY会員等が入会の申込に必要な記載事項を記載できない場合、または第 18 条乃至第 22 条に定める個人情報の取り扱いについて承認できない場合は、QUICPAY入会を断ることや、QUICPAY会員の資格喪失手続きをとることがあります。ただし、第 18 条第 1 項 ( 2 ) に記載する個人情報の利用について同意しないことを理由に当社が入会を断ることや、会員の資格喪失手続きをとることはありません。</p>	削除
<p>2. QUICPAY会員等が、第 18 条第 1 項 ( 2 ) に同意しない場合、当社は当該すべての利用を行わないものとします。ただし、ご利用明細書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。</p>	削除
<p>3. 前項に該当する場合、当該利用目的に関連してQUICPAY会員等に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、QUICPAY会員等は予め承知します。</p>	削除
<p>第 21 条 ( 個人情報に関するお問合わせ先 ) 宣伝印刷物の送付等の中止および個人情報の開示・訂正・削除の請求について、その他会員等の個人情報に関するお問合わせ先・ご意見は、下記の当社お客様相談窓口までお願いします。なお、当社では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者 ( コンプライアンス担当役員 ) を設置しています。 [ 対応部署 ] お客様相談窓口 [ 住所等 ] 〒 451-6014 名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー [ 東京 ] TEL03-5617-2533 [ 名古屋 ] TEL052-239-2533</p>	削除
<p>第 22 条 ( 契約不成立時および退会・資格喪失後の個人情報 ) 当社がQUICPAY入会を承認しない場合および第 13 条に定</p>	削除

めるQUICPay会員退会またはQUICPay会員資格の喪失後も、第18条に定めるところ(ただし、第18条第1項(2)に定めるところを除く)および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。	
第23条(一体型カード)	第18条(一体型カード)
2. 一体型カードの利用にあたっては、第2条第1項(1)、第3条第1項、第10条第1項、第10条第2項、第12条第1項、第18条第1項(1)を以下のとおり読み替え、第2条第1項(3)、第3条第2項(2)、第9条第3項(2)、第12条第2項を無効とします。また第6条、第8条および第13条は削除したうえで、会員規約を準用するものとします。	2. 一体型カードの利用にあたっては、第2条第1項(1)、第3条第1項、第10条第1項、第10条第2項、第12条第1項を以下のとおり読み替え、第2条第1項(3)、第3条第2項(2)、第9条第3項(2)、第12条第2項を無効とします。また第6条、第8条および第13条は削除したうえで、会員規約を準用するものとします。
⑥第18条第1項(1)「本決済システムの利用にかかる一体型カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の個人情報(以下「個人情報」という)を収集、利用すること。」	削除

**(2) 反社会的勢力の排除に関する確約条項およびそれに関連する条項**

QUIC Pay が付帯されているクレジットカードの会員規約の反社会的勢力の排除に関する確約条項と内容が重複している点に鑑み、次のとおり改定します。

改定前	改定後
第2条(用語の定義)	第2条(用語の定義)
(4)「QUICPay会員」とは、以下の各号のいずれかに該当する方をいいます。 ①指定本人会員のうち、本カードの貸与を希望し、当社がこれを承認した方 ②指定本人会員にかかる会員規約に基づく家族会員または指定本人会員の家族のうち、本規定を承認のうえ指定本人会員の同意および指定本人会員が当該家族が第24条第1項各号に現在および将来にわたっても該当しないことおよび同条第2項各号に該当する行為を行わないことを確約のうえ本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認した方(以下「QUICPay家族会員」という)  ※次のとおり規定されているものもあります ②指定本人会員にかかる会員規約に基づく家族会員または指定本人会員の家族のうち、本規定を承認のうえ指定本人会員の同意および指定本人会員が当該家族が会員規約第29条第1項各号に現在および将来にわたっても該当しないことおよび同条第2項各号に該当する行為を行わないことを確約のうえ、本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認した方(以下「QUICPay家族会員」という)	(4)「QUICPay会員」とは、以下の各号のいずれかに該当する方をいいます。 ①指定本人会員のうち、本カードの貸与を希望し、当社がこれを承認した方 ②①にかかる会員規約に基づく家族会員のうち、本カードの貸与を希望し、当社がこれを承認した方(以下「QUICPay家族会員」という)
第13条(QUICPay会員会員の退会、QUICPay会員資格の喪失等)	第13条(QUICPay会員の退会、QUICPay会員資格の喪失等)
1. QUICPay会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)、(5)については当社がQUICPay会員資格の喪失の通知をしたときに、(4)については当然に会員資格を喪失します。	1. QUICPay会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)については当社がQUICPay会員資格の喪失の通知をしたときに、(4)については当然に会員資格を喪失します。
3.(5) QUICPay会員が第24条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項各号の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、カード会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断した場合。	削除
第24条(確約事項)	削除
1. QUICPay会員は、QUICPay会員が、現在、次のい	削除

<p>ずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥その他上記①～⑤に準ずる者</p> <p>2. Q U I C P a y 会員は、自らまたは第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた要求行為 ③本契約に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他上記①～④に準ずる行為</p>	
--	--

以 上